

平成30年12月7日12月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（19名）

4番 弓掛 元	5番 藤井 憲一郎	6番 黒木 靖治
7番 横光 春市	8番 山村 恵美子	9番 宍戸 稔
10番 保実 治	11番 新家 良和	13番 小田 伸次
14番 岡田 美津子	15番 鈴木 深由希	16番 桑田 典章
17番 澤井 信秀	18番 池田 徹	20番 竹原 孝剛
21番 齊木 亨	22番 杉原 利明	23番 亀井 源吉
24番 助木 達夫		

2 欠席議員は次のとおりである（2名）

3番 伊藤 芳則	19番 大森 俊和
----------	-----------

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 柴田 亮	政策部長 中村 好宏
総務部長 併選挙管理委員会 事務局長 落田 正弘	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 瀧 奥 恵	市民部長 稲倉 孝士
福祉保健部長 森本 純	子育て・女性支援部長 松長 真由美
市民病院部 事務部長 池本 敏範	産業環境部長 併農業委員会事務局長 日野 宗昭
建設部長 坂本 高宏	水道局長 勝山 修
教育長 松村 智由	教育次長 長田 瑞昭
君田支所長 小田 邦子	布野支所長 中宗 久之
作木支所長 中原 みどり	吉舎支所長 安井 正則
三良坂支所長 古野 英文	三和支所長 行政 豊彦
甲奴支所長 牧原 英敏	監査事務局長 中原 真一

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗 克文	次長 新田 泉
議事係長 水本 公則	政務調査係長 石田 和也
政務調査主任 清水 大志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（13日間）
第 2		議会改革推進特別委員長中間報告
第 3	報告第17号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 4	議案第120号 議案第121号 議案第122号 議案第123号 議案第124号 議案第125号 議案第126号 議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号	三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案） 三次市犯罪被害者等支援条例（案） 三次市下水道事業の設置等に関する条例（案） 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案） 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案） 三次市営住宅設置及び管理条例及び三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案） 三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例（案）
第 5	議案第132号 議案第133号	三次市総合計画の見直しについて 備北地区消防組合規約の変更について
第 6	議案第134号	平成30年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）
第 7	議案第135号 議案第136号 議案第137号 議案第138号	平成30年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案） 平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案） 平成30年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案） 平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）

	議案第139号 議案第140号 議案第141号	平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案） 平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案） 平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第3号）（案）
第 8	平成29年 陳情第4号	「みよし運動公園広場の人工芝化について」の取下げの件
第 9	陳情第1号	みよし運動公園 運動広場を整備する件

平成30年12月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成30年12月7日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	29
第 2		議会改革推進特別委員長中間報告	29
第 3	報 17	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	30
第 4	議 120	三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）	30
	議 121	三次市犯罪被害者等支援条例（案）	30
	議 122	三次市下水道事業の設置等に関する条例（案）	30
	議 123	三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）	30
	議 124	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	30
	議 125	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	30
	議 126	三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）	30
	議 127	三次市営住宅設置及び管理条例及び三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）	30
	議 128	三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	30
	議 129	三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	30
第 5	議 130	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）	31
	議 131	三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例（案）	31
第 6	議 132	三次市総合計画の見直しについて	40
	議 133	備北地区消防組合理約の変更について	40
第 7	議 134	平成30年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）	41
第 7	議 135	平成30年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）	48
	議 136	平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）	48
	議 137	平成30年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）	48

	議 138	平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）…… 48
	議 139	平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）… 48
	議 140	平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） （案）…………… 48
	議 141	平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第3号）（案）…………… 48
第 8	平29陳 4	「みよし運動公園広場の人工芝化について」の取下げの件…………… 52
第 9	陳 1	みよし運動公園 運動広場を整備する件…………… 52


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は19人であります。

これより平成30年12月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、黒木議員及び藤井議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の会議の欠席者として、伊藤議員、大森議員から、一身上の都合により欠席する旨、届け出がありました。

以上で報告を終わります。

ここで、増田市長から発言をしたい旨、申し出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年12月市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、私から5点につきまして行政報告をさせていただきたいと思っております。

第1点は、平成30年7月豪雨についてでございます。

7月の豪雨による被災からはや5カ月が経過をいたしました。被災箇所が1,200カ所に及ぶ中、総勢95名の災害復旧対策本部体制で、国の財政支援を得るための災害査定に向け、現地調査や測量図面の作成に全力を挙げております。現在、査定の受検中ではありますが、災害査定終了後は、道路・河川、農業施設、農地ともに災害復旧事業の発注準備を整え、一日も早い復旧・復興につなげていく決意でございます。

特に、平成30年7月豪雨で浮き彫りとなりました避難所対応と情報伝達、そして内水排除対策といった重点的な課題を始め、大規模災害に対するさまざまな課題への対応が急務でございます。対策を実行するため、7月、9月に市議会でも決いただきました補正予算に加え、今定例会に補正予算（案）を提案させていただき、来年度予算を含めると、総額で約70億円の予算を見込んでおります。

この予算を、床上に加え、床下への浸水被害を受けられた世帯への災害見舞金、農地・農業用施設の小規模災害の復旧に要する費用の補助、被災された宅地の復旧に要する費用補助など、被災者への支援、そして、防災への緊急課題として早急に取り組むべき事業、即効性の高い事業に投入し、大規模な災害から命と財産を守る災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、第2点として、奥田元宋・小由女美術館特別展の「木梨憲武展」について申し上げます。

この特別展は、10月20日の開会以降、市内外の多くの皆様に鑑賞していただいております。11月12日に入館2万人を、11月27日には入館4万人を達成し、12月4日には大台の5万人を突破したところでございます。入館者が5万人を超えるのは、平成18年の開館記念特別展以来2度目であり、昨年度全体の入館者数5万4,412名に匹敵するものでございます。来館者からは、「みんなが楽しめる作品で、元気を与えてくれる」など、多くの喜びの声をいただいております。人とのつながりを大切にして制作に打ち込まれた木梨さんの思いが伝わっているように思います。

7月豪雨の影響を受け、年間の総観光客数にも大きな影響が生じることを懸念しておりますが、この特別展を大きなチャンスとして、広島三次ワイナリー、トレッタみよしなどを始め、本市全体への活性化につなげていきたいと思っております。

次に、第3点として、11月23日に東京都で開催しました三次市ふるさとサポーター交流会について報告をいたします。

2回目の開催となりました今年の交流会には、市議会から小田議長の出席もいただく中で、東京近郊在住の約70名のサポーターの皆さんに参加をいただきました。サポーターの皆さんからは、外から見た三次への率直な意見をたくさん頂戴したところでございます。また、吉舎町出身の歌手、美良政次さんの歌声も披露していただきました。

今後、三次の応援団として、三次を思う人のつながりを深めていきたいと考えております。

次に、第4点として、来年も広島東洋カープの公式戦が三次きんさいスタジアムで開催されることになりましたので、報告をいたします。

開催日は5月21日火曜日で、対戦相手は中日ドラゴンズでございます。本市でのプロ野球1軍戦の開催は実に6年連続であり、広島東洋カープに対しまして感謝いたしますとともに、広島東洋カープがリーグ4連覇と、来年こそ日本一を達成することを願いながら、市民の皆さんとともに応援したいと思っております。

最後に、第5点として、2つのうれしいニュースを申し上げさせていただきます。

1つは、畠敷町出身の坂本光太郎さんが、プロ野球、東京ヤクルトスワローズへの入団が決定いたしました。本市出身のプロ野球選手の誕生は10年ぶりであり、マウンドで躍動される坂本選手の姿を期待しております。

2つ目は、ダンスボーカルグループ「DA PUMP」のメンバーとして、同じく畠敷町出身のYORIさんが第69回紅白歌合戦に出場されることになっております。紅白という大きな舞台に本市出身者が出場されることは大変喜ばしい限りであり、今後の大いなる活躍を願っております。

以上、定例会開会に当たりまして、行政報告とさせていただきます。

今定例会におきましては、報告1件、議案22件を提案させていただきます。議員の皆さんにおかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。私からの行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第1 会期の決定

○議長（小田伸次君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの13日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議会改革推進特別委員長中間報告

○議長（小田伸次君） 日程第2、議会改革推進特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（議会改革推進特別委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 宍戸議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（宍戸 稔君） おはようございます。議会改革推進特別委員会の中間報告を行わせていただきます。

議会改革推進特別委員会に、平成30年5月24日、議長から議員定数・議員報酬について諮問があり、特に議員定数についての審査をいたしましたので、その経過と内容について報告します。

本特別委員会では、適正な議員定数について、議会基本条例の議会のあるべき姿や使命、活動原則に基づき、議会の機能を果たすために何を根拠として判断するのかを中心に審査しました。具体的には、常任委員会の活性化、人口規模や人口推計、面積や産業構造、近隣自治体や全国の類似団体の状況、財政規模、合併後の状況などを判断する基準として審査しました。そのほか、有識者や会派からの意見を伺い、また、全員協議会での議員間討議、先進地の行政視察を行い、審査の参考にしました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

議会活動を活発にするためには、議員の資質を高め、市民の声を議会に反映させる必要がある。また、総務、教育民生、産業建設の3つの常任委員会が審査の充実や活性化を図り、委員会を機能させるには、現在の定数を維持したほうがよいとの意見がありました。一方、本市の人口や財政規模、類似団体の議員定数削減の状況を考えると、委員会が機能する最低限必要な人数まで削減してよいとの意見もありました。

審査の結果、現状維持の24人とする意見と22人に削減する意見の2案に分かれ、ともにもつともな理由があり、最終的に1つの意見を総意とする結論に至りませんでした。

今後は、議員報酬について審査していくとともに、議会基本条例に基づき、議会改革や活性化、市民に見える議会等がどうあるべきかなどを議論する中で議員定数の議論もしていくこととします。

以上、これまで審査してきました経過と内容について中間報告とします。

○議長（小田伸次君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（小田伸次君） 日程第3、報告第17号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第17号について御説明申し上げます。

報告第17号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成30年9月30日に、三次市東酒屋町10551番12地先、市道宗祐線の路上で発生した枯れ木の落下による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告1件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第120号 三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）

議案第121号 三次市犯罪被害者等支援条例（案）

議案第122号 三次市下水道事業の設置等に関する条例（案）

議案第123号 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）

議案第124号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第125号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第126号 三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

議案第127号 三次市営住宅設置及び管理条例及び三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第128号 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第129号 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第130号 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）

議案第131号 三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

○議長（小田伸次君） 日程第4、議案第120号から議案第131号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第120号から議案第131号までの議案12件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、手話が言語であることの認識に基づき、手話の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進についての基本理念等を定め、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の推進の考え方、コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供や支援者の育成等に関する規定を定めようとするものであります。

次に、議案第121号三次市犯罪被害者等支援条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を推進するため、三次市犯罪被害者等支援条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相談及び情報の提供等、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、居住の安定、雇用の安定、民間支援団体への支援、犯罪被害者見舞金の支給等に関する規定を定めようとするものであります。

次に、議案第122号三次市下水道事業の設置等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するため、三次市下水道事業の設置等に関する条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理施設を下水道事業とし、地方公営企業法の全部を適用することを定めるとともに、経営の基本、組織に関すること及び資本剰余金の処分方法などを定めようとするものであります。

次に、議案第123号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、第2次三次市総合計画の見直しに沿って、その推進に向けた体制整備等を行うため、関係条例である三次市行政組織条例ほか3条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、災害に強いまちづくりを統括する危機管理監を新たに設置するとともに、事務事業の執行体制を見直し、総務部と政策部を統合し、総務企画部に改めようとするものなどであります。

次に、議案第124号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、人事院において給与改定の勧告が行われたこと等に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、人事院勧告に準じた給料水準及び勤勉手当の支給率及び宿日直手当額の改定のほか、新たに災害派遣手当及び当該手当の上限額を定めようとするものであります。

次に、議案第125号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）の開館に伴い、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、新たに湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）館長の報酬月額及び費用弁償について定めようとするものであります。

次に、議案第126号三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係条例である三次市個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、法律と同様に、指紋データや旅券番号などのいわゆる個人識別符号を個人情報の定義に加えるとともに、取り扱いに特に配慮を要する要配慮個人情報の範囲を広げようとするものであります。また、この条例の改正に伴い、三次市情報公開条例の文言の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第127号三次市営住宅設置及び管理条例及び三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、関係条例である三次市営住宅設置及び管理条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅及び定住促進住宅に公募を行わず入居させる特別の配慮についての規定を設けようとするものであります。

次に、議案第128号三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について

御説明申し上げます。

本案は、三次市立安田小学校を平成31年4月1日から三次市立吉舎小学校に統廃合することに伴い、関係条例である三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1及び別表第3中、安田小学校の文言を旧安田小学校に改めようとするものであります。

次に、議案第129号三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、きさ安田パークゴルフ場を指定管理者による管理とするため、関係条例である三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第3条及び附則第3項中、市直営施設を列記した部分からきさ安田パークゴルフ場の文言を削ろうとするものであります。

次に、議案第130号三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の改正に伴い、関係条例である三次市ひとり親家庭等医療費支給条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、福祉医療費助成対象者の所得制限等について、震災、風水害、火災、落雷、その他これに類する災害を受けるなど、特別な事情がある場合に緩和措置を講じようとするものであります。

最後に、議案第131号三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するため、関係条例である三次市公共下水道条例ほか11条例の一部を改正するとともに、三次市公共下水道整備事業基金条例ほか1条例を廃止しようとするものであります。

その主な内容は、下水道事業特別会計ほか1会計の廃止のほか、条例中、整備浄化槽を特定地域生活排水処理施設に、市長を下水道事業の管理者の権限を行う市長に文言を改めるなど、所要の措置を講じようとするものであります。

以上、議案12件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑をお願いいたします。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 3点ほどお伺いいたします。

最初に、議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）について伺いますが、第11条に情報の発信等という条文がございます。「障害者が市政に関する情報を速やかに取得することができるよう、障害の

特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信を推進するものとする」という内容になっておりますけれども、具体的にどのような情報発信をされようとお考えになっておられるのかお伺いいたします。

次に、議案第123号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）についてですが、さきの全員協議会のときにも御説明いただきましたけれども、今般、総務部に所属しておった危機管理課を独立させまして、先ほどの趣旨説明にもございました、いわゆる災害に強いまちづくりをしようという、そういうコンセプトから行われるものと理解いたします。この考え方については理解をするんですが、新しく設置されます危機管理監の下に続いております危機管理課、危機管理係以下は、現行の組織体制をそのまま移行されておると思います。私は、この危機管理監というものについて多少違和感を感じるんですが、なぜ危機管理部として部に昇格をさせて新しい組織運営ができなかったのか。危機管理監ということにすると、何がどのように部と変わって効果が期待できるのか、その辺についていま一つ理解ができないんですけども、この辺について御説明をいただきたいと思います。

それから、最後、議案第125号ですが、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）ですが、従前、湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）の館長については、奥田元宋・小由女美術館の館長が兼務をするということで、新たな人件費、報酬については発生しないという説明を聞いて、そのように私は理解をしていたんですが、このたびこのように新たに月額13万2,100円の非常勤特別手当報酬というものが出るということについて、どのような経過からこうなったのか。また、この費用が発生するのは、妖怪博物館がオープンした直後から適用されるのか、あるいはその後将来的に発生させようとしておられるのか。また、冒頭に申しあげました奥田元宋・小由女美術館の館長との兼務は行われるのか、あるいは専従で行われるのか。この辺についての考え方を伺いたいと思います。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長（森本 純君） それでは、議案第120号三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）について御質問いただきました。

第11条のほうで情報の発信等とさせていただいております。現在、市の情報発信につきましては、ボランティアの御協力によりましての広報の音声化、あるいは音声読み取り装置を活用するための音声コード化等をさせていただいております。また、これも議会からの御提案で対応させていただいておりますけれども、封筒のほうに点字化とかさせていただいております。

今後、それ以外のこういった手段がとれるのか、また、現在、確定したアイデアを持ってございませんけれども、今後、関係団体等といろいろな意見交換する中で、あるいは現在発達しておりますICTあたりを活用した発信手段がとれないか、しっかりと検討していきたいというふ

うに思っています。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村政策部長。

○政策部長(中村好宏君) まず、議案第123号の危機管理監についてでございます。

この危機管理監につきましては、災害を始めといたしました危機事案を一元的に統括し、調整をするものとしてございます。迅速に危機事案に対応するため、全員協議会でも申し上げましたとおり、市長、副市長と即時に調整を図り、各部局へ指示を行うこととしてございます。災害等の危機事案が発生した場合には、各部局に対しまして指揮命令することもございますので、部局と同列とせず、外に置いたものでございます。

また、課の配置につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、危機管理課のみの1課体制としてございまして、組織の考え方といたしまして、部局としての規模を有していないということもございまして、部局とせず、危機管理監としたものでございます。

次に、議案第125号の非常勤特別職の関係でございますけれども、この博物館の館長につきましては、現在、適任者を選任しているところでございまして、これまで奥田元宋・小由女美術館の館長兼務ということは申し上げていないというふうに思っています。館長につきましては、博物館の館長にふさわしい者を選任した上で、その業務内容や職責に応じた報酬を支給するものというふうに考えてございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 議案第120号の今の情報伝達の関係ですけれども、第2条に障害者の定義が記されておりますけれども、いわゆる情報発信、情報伝達については、健常者に対しても一般市民に対してもなかなか徹底していない。難しい問題があるわけですから、特に配慮していただいて、しっかりと情報が伝わるように、これからいろいろまた課題があるんだろうと思うんですけれども、しっかりその辺は研究していただいて、情報発信の難しさというのは十分お感じになっておると思いますし、先ほど、冒頭の市長の行政報告の中にも、災害の問題での情報発信の問題があったということはお認めになっておられるんですから、非常に難しい課題であると思いますけれども、これは鋭意努力をお願いしておきたいと思います。

それから、123号の今の組織のところですが、部ではなぜそういった指示が持たされないのか。部としてそういう権限を与えれば、私はできるんじゃないかと思うんですけれども、監にしなければできないというその意味合いがいま一つ理解できない。調べてみましても、広島県下23市町、監という組織を持つておるところは一つもございませんし、広島県には危機管理監というのは確かに存在します。広島県にはありますけれども、広島県広島市以下の市町にはございませんし、唯一広島市は危機管理室という表現をしておりますが、同列にあつて権限を与えてすれば、そういうことは可能じゃないかと。あえて広島県下23市町に存在しない危機管理監とされたその理由がもう一つ私にはよく理解できない。危機管理部ではそういったことがなぜできないんですか。横断的にそういう指示命令システムを与えるという、権限を付与すればでき

るのではないかという気がしますけども。そういった意味で、今、部長がお答えになったこの組織図の副市長以下にぶら下がっているこの縦の線ですね、これが少しずつ記載されておりますが、それは、そういう意味合いから、同列にせず少しずつらしたという意味合いで記されておるのかなということで理解をしたんですが、それも含めて、もう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、妖怪博物館の館長を奥田元宋・小由女美術館の館長と兼務させるということは今まで言ったことがないとおっしゃいましたけども、これは私の勘違いですかね。ということは、新しく専従者を構えるという理解でよろしいわけですね。実施は、オープンと同時にこの適用をします。それでよろしいですか。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村政策部長。

○政策部長(中村好宏君) まず、危機管理監についてでございますけども、私どもで県内の状況を調べた中では、三原市、大竹市等で危機管理監を設置されているというふうに承知をしております。危機管理監の設置につきましては、部局と同列とせず、外に置いているのは、先ほど申しましたとおり、市長、副市長等と即時に調整を図り、各部局にわたって指揮命令等を行うという観点から、部局の外に配置をしているものでございます。

続きまして、博物館の館長につきましては、現在、複数の候補者について選任を進めているところでございまして、専従になるか兼任になるかを含めて、そこについては今後の検討といえますか、現在の検討の中で決定をしていきたいというふうに考えてございます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) もののけミュージアムの館長の件でございますが、これも1つの人事ということでございまして、今、水面下ではございますが、候補者、適任者をいろいろと内部のほうでは検討させていただいております。そういった面で申しますと、今御質問のありました専任になるのか兼任になるのか、あるいはそのほかの方法も考えられるというふうに思っておりますので、今の段階ではもう少し幅を広げさせていただきまして、人事の中での対応ということで、選任あるいは兼任というところも、今の段階では、線を引かせていただくというのはそういった今後の人事をしていく上で狭めることとなりますので、幅広く対応させていただきたい。とにかく適任者を館長に持っていきたいという思いでございますので、今しばらく時間をいただきたいというふうに思います。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 組織機構図については今の説明である程度理解できたんですけども、災害に強いまちづくりの統括として危機管理監を設置しますと。冒頭に申し上げましたように、このコンセプトに対しては何も異論を申し上げるつもりはございません。この7月豪雨災害の反省に立ってこういう組織にされるんだろうと思いますけども、このたびの反省点を踏まえて、



この危機管理監とした新しい組織であれば、このたびの幾つかの反省点に対してこのような対応がとれたという、そういう思いがあれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) この危機管理監あるいは危機管理部というのは、全国、監であったり部であったりしているところもございますが、監というのは、これはポストでもあり組織でもあるという形で県なんかは運営をいたしております。今回の7月豪雨というのは、半世紀ぶりというか、本当に大きな災害でございましたので、想定として危機管理監というものがあればどうだったかというのはなかなか今の段階では申し上げられませんが、災害のときには市長を本部長とした災害対策本部という形で対応しております。そうした中で、やはり指揮命令系統をよりスピーディーで確かなものにしていく、そういった面では、危機管理に専属のこういったポストである危機管理監を設けることによって、非常時ではない日常のところから準備もできますし、危機管理を総務部ではなくて専属のところにするという面では大変大きな意義が今後にも発生してくるというふうに思いますので、災害対応、危機管理のところを、部ではございませんが、危機管理監という形で、総務部から分離をして、そこに集中をさせていくということでは、今後大きな効果につなげていく、そういった思いでこのたびの機構改革のほうを提案させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 私も1点だけ。今回の行政組織の変更ですが、全員協のときにも質問させていただきましたが、今回の災害対応、復旧・復興が今から本格化されるわけで、行政組織の中にやはりそうした専門的な、今から1年ではとてもできないので、この4月からでもそういう機構が必要じゃないかと。今、95名体制でやられていますが、その95名体制が維持できるのか。今後、70億ということになっていますから、1人1億でも70人担当が要るんじゃないかなというふうに思いますので、やはりそうした、市長を先頭に今やられていますが、実質のところ、もとの部の、課というか支所からも派遣されていますが、その仕事しながらということになると、やっぱり組織そのものが幾分矛盾を感じるんじゃないかなと。やはり専門的に、専属的にそうした災害対応もしっかりやっていくと。一日も早い復旧・復興をやるという決意も含めて、組織機構の変更というのが必要なんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 今回の7月豪雨は、46年前の未曾有の大災害、四七災の災害に匹敵する大きな災害でありました。特に、それ以降は局地的にはいろいろと毎年のごとく災害が発生しておりましたが、全域的な災害というのは46年ぶり、半世紀ぶりと言っても過言ではないと思っております。

そうした中で、今乗り越えていかなければならないのは、国の補助を受けるべく、査定作業をいかに期限内で、また確実に進めていくかということ、その面に今集中的に努力をして、大方は年内に完了し、一部、1月の中旬程度ぐらいまでせざるを得ないような状況にあるわけですが、市内のコンサルの皆さん、また、市外、県外の皆さんの御協力と、また、職員が現場においての直営作業の中で査定業務へ邁進してきた、そうした総合的な中で今進めてきており、今おっしゃっていただいた本部会議は、査定をいかに完結していくかということに専念して、今、95名体制で進めてきたところであります。

当然ながら、新しい年を迎えて、新たな横軸の中で、今度は実施に向けた体制を組んでいくということで全ていくように考えております。そういう中で、議員の皆さんにおかれましても、市民の皆さんにおかれましても、今御指摘のように、一般事務、一般の工事を進めていく中で、この災害をどう、70億という、2年の中では想定しておりますが、それをどう乗り越えていくというのは大変極めて厳しい状況であるということは私は言わざるを得ないと思っております。ただ、行政の使命として、厳しいからできないということは、絶対そういうことはできないわけでありまして、そこは責任を持って、農業従事者の皆さん、また市民の皆さんに対して支障が生じないように全力を挙げて努力していく所存であります。

当然ながら、いろんな専門業者の方々、さらにはOBの市職、県職、いろいろなOBの方もいらっしゃったら、覚悟しながらその体制は進めていきたいと思っておりますが、そこは大変現実には厳しいと思っておりますから、今おる職員がやっぱり本気度を持ちながら市長を先頭に進めていくということが重要であろうと思っておりますので、そういう決意を代表して申し上げておきたいと思っております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) ぜひとも早期に復旧・復興をする体制をしていかななくてはならないと思っております。1人に70億の予算が組み込まれるわけで、どうしても1人が持つ事業量というのが、許容量というはあると思うんです。ですから、やっぱりそのためにも専念できるような体制というのを確保するべきだというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

○7番(横光春市君) 議案第122号の下水道の関係でちょっとお尋ねをしていきたいと思っておりますが、この下水道の設置条例に関する条例は、事業として下水道事業、集落排水事業、特定地域生活排水事業の施設を1つの事業とするという、そういう事業だというふうに思うんですが、これによって集落排水等々の料金体制はこのままでよいのかということがあろうと思うんですが、三次市の特別会計条例には農業集落排水事業特別会計というのが設置してありますが、この本条例とこの条例というのはどういうふうな関係になってくるのか。将来的に統合されていくんだらうか、どうだらうか、ちょっと不安を感じるんですが、そここのところはどうか

かということが1点と、きさのパークゴルフ場の削除についてでございますが、地元へ譲渡ということになれば条例から削除ということがあろうと思うんですが、先ほどは指定管理というふうにお伺いをしたんですが、指定管理の場合は、条例に設置してあって、その中で指定管理をしていくというのが通常だというふうに思うんですが、そこらの件もちょっと詳しくお知らせいただきたいというふうに思います。

以上です。

(水道局長 勝山 修君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 勝山水道局長。

○水道局長(勝山 修君) 議案第122号についてでございます。

今回の公営企業会計化につきましては、国の指導もありまして全国的に行われておる中で、平成28年から三次市も進めてきておるところでございます。そういう中で、来年4月1日をもって公営企業化しようということでございます。条例改正の131号も当然関連してきますが、こういう中で、今回につきましては公営企業会計化に特化した形での条例改正となっております。他の集落排水事業等の条例等につきましても、会計に関しない部分につきましてはそのまま残すという形のものでございました。

もう一点、料金改定がこれによってどうかという御質問がございました。これについては、料金改定等については現時点では全く考えておりません。といいますのも、今回の公営企業会計化することによりまして、経営状況等がより詳細に把握ができてくるというふうに考えております。その結果を見た中で、しかるべきときに検討をさせていただきたいというふうに考えております。

(地域振興部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 瀧奥地域振興部長。

○地域振興部長(瀧奥 恵君) 議案第129号に関しての御質問でございます。

本条例におきまして、多目的広場及び農村公園についての設置管理条例を定めているところでございます。その中で、今回、現条例におきましては指定管理によらない施設としております本きさ安田パークゴルフ場について、今後、指定管理による管理が可能な施設に変えていくというような内容でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

○7番(横光春市君) ということは、条例から全くきさのパークゴルフ場はなくなってくるんですか。どこかにないと指定管理にならないのかなというふうな思いがするんですけど。ちょっと理解できないんですが、もう一度よろしくお願いたします。

(地域振興部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 瀧奥地域振興部長。

○地域振興部長(瀧奥 恵君) この条例の中にきさ安田パークゴルフ場が入っております。そのパークゴルフ場自体を落とすというのではなくて、第3条の指定管理による管理という中に、

この条例の中にいろんな広場とかがあるわけですが、その中で、第3条におきまして、例えば作木岡三淵交流広場とかきさ安田パークゴルフ場、農村公園とか書きまして、その中で、現状ではきさ安田パークゴルフ場は指定管理によらない施設ということに定めておりますけども、今後におきましては指定管理による管理ができる施設というふうに変えていくということで、この条例からこの広場自体がなくなるということではございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第121号及び議案第123号から議案第129号までを付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第120号及び議案第130号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第122号及び議案第131号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第132号 三次市総合計画の見直しについて

議案第133号 備北地区消防組規約の変更について

○議長（小田伸次君） 日程第5、議案第132号及び議案第133号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第132号及び議案第133号の議案2件について御説明申し上げます。

最初に、議案第132号三次市総合計画の見直しについて御説明申し上げます。

本案は、三次市総合計画が策定から5年を経過し、社会経済潮流等の変化や新たなまちづくりの課題に適切に対応する必要から、今後5年間のまちづくりの取組の方向性について見直しを行うため、三次市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その主な見直し内容は、今後の5年間で重点的に取り組む項目として、一未来を拓く一子ども未来応援、一変化を起こす一“ツナガリ人口”の拡大、一生活を守る一災害に強いまちづくりの3項目を新たに掲げたほか、5つの柱ごとの背景、取組の方向性、取組項目について整理しようとするものであります。

次に、議案第133号備北地区消防組規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市行政組織条例の一部改正に伴い、備北地区消防組規約の一部を改正する必要が生じたため、同組規約を改正することについて、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その改正点は、三次市の総務部担当副市長を三次市副市長の事務分担に関する規則第2条第1号に掲げた副市長に改めようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 議案第132号三次市総合計画の見直しについては、3常任委員会による連合審査とするため、質疑を省略したいと思います。

議案第133号備北地区消防組合規約の変更についての質疑を願います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております2議案を総務常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第134号 平成30年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）

○議長（小田伸次君） 日程第6、議案第134号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第134号について御説明申し上げます。

議案第134号平成30年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億8,947万9,000円を追加し、補正後の総額を413億9,650万9,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、平成30年7月豪雨による災害復旧に係る経費の補正であります。

初めに、歳出から御説明いたします。

民生費は、平成30年7月豪雨により床下浸水の被害があった世帯に対する災害見舞金1,200万円など、合わせて1,207万4,000円を追加。

衛生費は、被災家屋等解体撤去事業として、被害認定を受けた事業所の解体撤去及び廃棄物処分に係る委託料1億3,800万円を追加。

農林水産業費は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金372万5,000円を追加。7月豪雨災害農地・農業用施設復旧事業として、国の補助基準に満たない小規模の災害に対する農地等の復旧に要する費用について、補助率を2分の1から3分の2に引き上げることに伴い、補助金9,600万円、新たな市独自の支援制度として、来年度の春以降の農繁期に備え、国の補助対象とならない農業用施設復旧までの仮設ポンプ等設置費に対する補助金2,000万円、合わせて1億1,600万円を追加。

土木費は、平成30年7月豪雨災害により被災した宅地等の復旧に要する費用について、新たな市独自の支援制度として実施する宅地等復旧支援事業として5,500万円を追加。

消防費は、水防団員の水防活動出動手当280万円の追加。災害時情報伝達環境整備事業として、音声告知放送用アプリケーションソフト導入に係る費用350万円、ウェブ版ハザードマップ整備に係る費用297万円など、合わせて860万円を追加。避難所環境整備事業として、自主防災支援交付金6,000万円、避難所へのテレビの設置など、避難所用備品整備に係る経費1,100万円、避難所への光ケーブル敷設に係る経費330万円、災害用備蓄食料の整備に係る経費350万円など、合わせて7,810万円を追加するなど、消防費は合わせまして9,468万円の追加となります。

災害復旧費は、農業施設災害復旧事業として、農業用施設復旧までの仮設ポンプ等設置に係る工事費5,000万円の追加。土木施設災害復旧事業として、浸水区域検証業務委託料2,000万円、土砂の撤去、のり面復旧等災害復旧業務委託料7,000万円、災害復旧工事費3,000万円、合わせて1億2,000万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金は、現年災害農業施設復旧費分担金250万円を追加。

国庫支出金は、災害等廃棄物処理事業費補助金6,900万円など、合わせて6,982万5,000円を追加。

県支出金は、現年災害農業施設復旧費補助金4,500万円など、合わせて4,784万2,000円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金3億5,941万2,000円など、合わせて4億4,261万2,000円を追加。

市債は、水防施設等整備事業債2,070万円など、合わせて2,670万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、被災家屋等解体撤去事業ほか9件について追加しようとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、7月豪雨災害農地・農業用施設復旧補助事業ほか2件について追加しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、6ページ記載の第4表のとおり、水防施設等整備事業ほか1件を追加し、現年災害農業施設復旧事業について変更しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 何点か御質問させていただきます。

最初に、15ページの民生費、災害見舞金1,200万円についてでございますが、さきの説明では、床下浸水に関して、1世帯3万円、400世帯を考慮して予算を計上するという内容でござ

いましたが、内容については一定の評価をさせていただきたいと思っております。

ただ、7月31日の臨時議会で、床上浸水については先立って1軒5万円のお見舞金を早々に決めていただいた経過がございますが、その後も含めて、同僚議員からも床下浸水について一定の見舞金を支給するべきだという要請もありましたし、また、被災された市民の皆さんからもそのような意見がたくさん出たんですが、見舞金を出すための一定の線引きが必要であるという見解から、その線引きというのはやはり床上浸水の5万円のところであろうという見解であるということで今まで説明もあり、それなりに理解をしておったんですが、このたび、床下浸水も含めて3万円の額なんですけども、これを今回補正で組まれたというその理由について、背景も含めて御説明をいただきたいと思えます。

それから、衛生費の塵芥処理経費の被災家屋等解体撤去業務委託料1億円ですけども、これは国の制度を活用した2分の1補助を行うという説明がございましたけども、これらの対象戸数と、それから補助金の限度額についてお知らせを願いたいと思えます。

それから、3点目に、農林水産業費の小規模農業基盤整備事業経費の1億1,600万円についてですが、さきに議会に御報告をいただいた今回の被災件数の総件数2,095件ということで伺った中に、農地が707件、農業施設が574件ございましたけども、このうちの何件が今回の補正に相当するのか。いわゆる小規模のものに相当するのか、40万円未満のものに相当するのか、お知らせを願いたいと思えます。

それから、次に、17ページの防災経費のところの15の工事請負費の施設整備改修工事で330万円、18の避難所用備品で1,100万円計上がございますが、施設整備の改修工事については、避難所に光ケーブルを敷設するという説明をいただいておりますし、これの戸数は、私の記憶が間違いなければ33カ所と伺っております。それから、避難所用の備品については、この内数として、テレビを89台設置して、要は避難所でテレビが見れたりピオネットの放送が見れるようにするというところでであろうと推定するんですけども、光ケーブルの敷設箇所数とテレビの設置台数のこの数字の違いについて、バランスがとれていないように思うんですけども、それぞれちゃんと整合がとれておるのかどうか。ケーブルを敷設したところにテレビを設置する。テレビと避難箇所の数ちゃんと合うのかどうか、その辺についてお伺いします。

最後ですが、災害復旧費の現年災害単独土木復旧経費の浸水区域検証業務委託料2,000万円の計上ですけども、この浸水区域の検証業務とは具体的にどの機関にどのような内容を委託されるのか、お伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 1点ほど私のほうからお答えを申し上げたいと思えます。

床下での被災を受けられた皆さんに対する見舞金ということでございますが、1つはやはり被災されました皆さんの心情というのを第一に検討の中身を大きく捉えておりますし、また、議会あるいは市民の皆さんでいろいろとそうした見舞金を通しての支援という声を多くいただいておりまして、そこらを私どもは真摯に受けとめさせていただいて、今回、400戸の、金額

としては3万円ではありますが、1,200万円ほど計上させていただいたということでございます。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) それでは、まず塵芥処理経費に係る対象戸数、限度額についてお答えいたします。

現在、解体撤去等についての相談受け付けで、棟数で申し上げますと、31棟でございます。本補正に係る、1億に係るものについては、卸センターでございますけれども、これが13棟について1億で補正をさせていただくというものでございます。限度額については2分の1補助ということでございまして、上限額の金額で定めてあるものはございません。ただ、所要経費と標準単価に基づく積算との比較ということがございますので、その標準単価等で縛りがかかってくるということでございます。

それから、小規模の農業関係であります。7月豪雨災害の農地・農業用施設の補助金でございますけれども、今回の補正につきましては、既に災害等で申請をさせていただいておる件数が、土地改良区の補助金、それから30万円以上の小規模の改良事業を含めて、現在143件出ております。これから見込んでおりますのは、予算上は、土地改良区の30万円未満の補助については約200件、それから、30万円以上の土地改良区委託事業、小規模の改良事業につきましては120件といった形で件数を設けておるところでございます。

なお、2,095件については、当初の被害届件数ということになりますけれども、現在、補助災害ということでの農災の査定を受けておりますけれども、現在、査定を受けておる状況でございますと、農地・農業用施設を含めて、六百数十件の査定件数ということでありまして、箇所数につきましては、1箇所最大、農地で1件30カ所というようなところもございまして、箇所数は定まっておりませんが、査定件数は大体六百数十件というふうに集計をいたしておりますので、差し引き、残りが補助対象外として詳細としての申請が上がってくる可能性はあろうかと思っておりますけれども、現在のところ、予算の根拠につきましては今申し上げたようなところでございます。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

○建設部長(坂本高宏君) 17ページの浸水区域検証業務委託料についての御質問でございます。

まずは期間ということでございます。予算可決いただきますと、来年早々に入札を行いますので、あわせて繰り越しをお願いしておりますので、1年間ということになりますので、最大で32年の3月ぐらいまでの期間をもって、検証する中身として、主な浸水被害について、国・県への要望や市の事業に生かすために浸水実績の把握及び浸水原因の分析、そして、それへの対策案などを検証する予定でございます。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 17ページの防災経費の中の15番の工事



請負費330万円、それと備品購入費の避難所用備品というところの御質問でございますけれども、まず、工事請負が33カ所、これは光ケーブルを敷設する箇所数として33カ所を現在想定しておるところでございます。この33という数字は、指定避難所としては現在150カ所を防災計画では指定をしておりますけれども、現在、避難所の多くについては、学校であるとかコミュニティセンターでありまして、既に光ケーブルというのはそこには行っておりますけれども、避難所として運営する体育館であるとか屋内運動場には行っていないというような状況でございますので、いわゆる今行っている学校であるとかコミュニティセンター、特に学校について、屋内運動場まで光を引っ張るといふ箇所が33カ所というふうに予定をしております。

ですから、この数字と、テレビの設置というのは現在89台というのを予定しておりますけれども、これは、要は、避難所となっても、今の指定避難所150カ所のうちテレビが設置されていない避難所もございます。その、今の体育館とかも含めまして、89カ所を今現在の時点では想定をしている数字でございます。ですから、そこに差があるというのは、新たに引っ張るところと、それと、今の光ケーブルを敷くところも含めて未設置のテレビの台数ということで、ここに差が出てくるというところでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 今のケーブルの敷設とテレビの設置の件は、要は、今回、数字が違うけれども、最終的にはちゃんとバランスがとれて、設置したテレビは全て今の光ケーブルの恩恵が受けられるかどうかということを確認したいので、その旨、再度お答えをください。

それから、浸水区域の検証業務はこれから入札という手はずになるということでお聞きしましたが、対象となる区域というのは、浸水した市内全域が対象になるのか、それとも被害が非常にひどかった畠敷、願万地地区をやられるのか、その辺についての考えをお聞きしたいと思います。

それから、小規模の農業基盤整備のところ、補助率を2分の1から3分の2に引き上げたというのが今回の1つの特徴でもあるんですけども、これは今回だけの特例なのか、今後このような考え方でいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、災害見舞金については市長の答弁で御理解いたしました。もしできれば9月補正のところでもやってもらえればなおよかったかなという気がしておりますので、この件については、冒頭にも言いましたように、一定の評価はさせていただいておりますので、申し添えておきたいと思っております。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) このたびの補助金につきましては、7月豪雨災害ということで、このたびの豪雨災害に限って2分の1から3分の2に引き上げることとさせていただきます。

それから、先ほど2,095件ということとございます。これは全体の被害状況の申し出といい

ますか、届け出といたしますか、その中で、農地・農業用施設については大体1,280件程度あったかと思しますので、あわせてちょっとお答えをさせていただきます。

以上でございます。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

○建設部長(坂本高宏君) 浸水区域の検証業務委託の対象区域という御質問でございます。

畠敷、願万地地区につきましては、これは国が今現在分析を行っていますので、それを除いたところの主な浸水被害に遭った区域を現在想定しているところでございます。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) このたびテレビ並びに光ケーブルを敷くことによりまして、設置することによりまして、どの避難所でも災害情報を受けられる環境は整うというふうに考えております。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 宍戸議員。

○9番(宍戸 稔君) 1点伺います。

15ページの土木管理費の建築確認等事務経費、宅地等復旧支援事業補助金5,500万円、この制度は今までなかったことで、個人の財産に非常になじむということで、なかなかこういうところに補助金を出すというのはなかったわけなんですけれども、非常に被災された方にとってはありがたい補助金だというふうに思います。この5,500万円の根拠ですね。箇所数ということになると思いますけれども。

それから、先ほどありましたように、被災されてからもう5カ月とかたっているわけですが、門先がずってから自動車の乗り入れとかが非常に危険だということで、もう既に直されている宅地もあるわけなんです。そういうところの対応というのはどうなのかというところも含めてお聞かせください。

以上です。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

○建設部長(坂本高宏君) 宅地等復旧支援事業補助金についての中身でございます。

まず、対象の戸数ですけれども、現在、三次市が把握している箇所数は44宅地というぐらいを想定した中で考えております。そして、実は、特例の中で、既に工事が完了しているものであっても、平成30年7月豪雨により被災した住宅用宅地の復旧工事であることが確認できれば、補助の対象とするという中身でございます。

対象工事につきましては、まずは、宅地等の対象者は、所有者、そして管理者または占有者ということ。対象工事については、先ほどありましたように、7月豪雨の発生時に住宅の

用に供されていた土地で、それに至る経路を含むということで、進入路も含むという工事でございます。そして、宅地等の被害に対して原形に復する工事として、のり面の復旧工事、擁壁の復旧工事、そして地盤の復旧工事、そして宅地基盤の傾斜復旧工事等が対象になるということでございます。

対象外になる部分もございます。それについては、災害関連の緊急急傾斜地崩壊対策事業等、公共事業が施工された宅地もしくは予定されているような宅地、そして、宅地開発などの事業の用に供されている土地については、これは対象外となります。また、併用住宅の用に供されている宅地で、非住宅部分に関する宅地などは除かれます。また、建築基準法、宅地造成法等規制法または都市建築法等に違反して監督処分を受けている宅地についても、これは対象外というふうになります。

一番肝心なところは交付額ということになるんでしょうけれども、交付額は対象工事実績から一応50万円を差し引いて、その残りに3分の2を掛けた額で、現在、限度額は633万3,000円というふうになります。というのは、対象工事実績を1,000万円というふうに想定しまして、それから50万円差し引いた3分の2ということで633万3,000円ということを用意しているということでございます。

以上でございます。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 今回の宅地等に係る支援は、御質問にありましたように、個人の財産に係る問題であるということで、これまで、従来、三次市としては補助制度化をしておらなかったことも事実であります。先ほど担当部長から説明させていただいた、要綱にもありますように、最大値1,000万円ぐらいという大きな災害を受けられた市民の皆さんもいらっしゃるということで、行政も一定の額は控除させていただいて、ぜひとも一日も早い生活を取り戻してもらうための1つのある意味では特例の措置になるかと思っておりますが、今回はさかのぼってでも対象にしていこうということで、ひとつ御理解をいただきたいというように思っております。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております災害対策補正予算である議案第134号平成30年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第134号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 討論なしと認めます。

これより議案第134号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第134号平成30年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第135号 平成30年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案)

議案第136号 平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(案)

議案第137号 平成30年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第138号 平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第139号 平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(案)

議案第140号 平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)(案)

議案第141号 平成30年度三次市水道事業会計補正予算(第3号)(案)

○議長(小田伸次君) 日程第7、議案第135号から議案第141号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第135号から議案第141号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第135号平成30年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億239万6,000円を追加し、補正後の総額を416億9,890万5,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、議員の辞職に伴う議員報酬の減額185万5,000円、人事異動等に伴う職員人件費の増額17万7,000円など、合わせて185万8,000円を減額。

総務費は、給与改定及び人事異動等による一般管理費の職員人件費3,868万5,000円、三次地区拠点整備事業838万円を増額するなど、合わせて7,992万1,000円を追加。

民生費は、障害者自立支援事業4,894万5,000円、愛光保育所ブロック塀改修事業1,300万円、田幸保育所3歳未満児室整備事業970万円を増額するなど、合わせて8,336万2,000円を追加。

衛生費は、風疹抗体検査費用助成費35万円を増額するものの、人事異動等に伴う保健衛生総務費の職員人件費1,126万3,000円を減額、水道事業会計出資金4,033万円を減額するなど、合わせて5,760万3,000円を減額。

農林水産業費は、人事異動等に伴う農業委員会費の職員人件費101万5,000円を増額するものの、農業集落排水事業特別会計繰出金653万円を減額するなど、合わせて1,559万6,000円を減額。

商工費は、人事異動等に伴う商工総務費の職員人件費685万3,000円を増額、オール三次観光交流事業補助金300万円を増額するなど、合わせて1,252万3,000円を追加。

土木費は、人事異動等に伴う土木総務費の職員人件費2,129万7,000円を減額するものの、市道などの維持管理委託料1億2,000万円、河川維持工事費6,000万円を増額するなど、合わせて2億1,208万7,000円を追加。

消防費は、三次消防署甲奴出張所庁舎移転補償金が増額となったことなどにより、備北地区消防組合の負担金3,039万6,000円を減額。

教育費は、人事異動等に伴う教育総務費の職員人件費1,917万6,000円を減額するものの、社会体育施設改修事業2,330万円を増額するなど、合わせて1,995万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税2億1,951万3,000円を追加。

分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金118万2,000円を追加。

国庫支出金は、障害福祉サービス費負担金1,282万9,000円を増額するなど、合わせて4,126万2,000円を追加。

県支出金は、障害福祉サービス費負担金641万4,000円を増額するなど、合わせて1,228万7,000円を追加。

財産収入は、三次地方森林組合出資配当金83万2,000円を追加。

寄附金は、教育振興費寄附金57万6,000円を追加。

諸収入は、災害見舞金100万円など、合わせて154万4,000円を追加。

市債は、過疎地域自立促進事業債、道路新設改良事業債の増額など、合わせて2,520万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、5ページ記載の第2表のとおり、ケーブルテレビ設備改修事業ほか16件について追加し、道路橋梁修繕事業について金額を変更しようとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、6ページ記載の第3表のとおり、三次地区誘客

促進事業ほか1件について追加し、スクール・通所便運行委託業務について限度額を変更しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第4表のとおり、美術館整備事業について追加し、生涯学習施設整備事業ほか7件について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第136号平成30年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、補正後の総額を56億7,121万6,000円にしようとするものであります。

その内容は、職員人件費を追加しようとするものであります。

第2条債務負担行為につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、健診のしおり作成業務について追加しようとするものであります。

次に、議案第137号平成30年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ650万8,000円を追加し、補正後の総額を1億7,172万6,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳出については、君田診療所の電子カルテシステムの賃借料及び医療機器整備に係る経費などを追加しようとするものであります。歳入については、診療所基金繰入金650万8,000円を追加しようとするものであります。

第2条債務負担行為につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、医療機器賃借について追加しようとするものであります。

次に、議案第138号平成30年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ509万9,000円を追加し、補正後の総額を71億6,593万1,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳出については、職員人件費を追加しようとするものであります。歳入については、国庫補助金235万7,000円、一般会計繰入金172万円など、合わせて509万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、議案第139号平成30年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、補正後の総額を18億8,621万円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳出については、職員人件費39万7,000円を追加しようとするものであります。歳入については、一般会計繰入金950万3,000円を減額し、資本費平準化債990万円を増額する財源振替を行うもので、合わせて39万7,000円を追加しようとするものであります。

第2条地方債の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、資本費平準化について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第140号平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ37万円を追加し、補正後の総額を6億2,665万8,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳出については、職員人件費37万円を追加しようとするものであります。歳入については、一般会計繰入金653万円を減額し、資本費平準化債690万円を増額する財源振替を行うもので、合わせて37万円を追加しようとするものであります。

第2条地方債の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、資本費平準化について限度額を変更しようとするものであります。

最後に、議案第141号平成30年度三次市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、債務負担行為及び企業債について変更しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、一般会計負担金313万8,000円を増額し、収益的収入の総額を18億2,379万9,000円にしようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、作木地区再編推進事業について、一般会計出資金から企業債へ振り替えることから、出資金4,033万円を減額するものの、企業債4,030万円を増額することから、資本的収入の総額を11億4,351万7,000円にしようとするものであります。資本的支出の補正では、利率見直しにより企業債償還金が増額となったため、251万8,000円を増額し、資本的支出の総額を18億5,078万円にしようとするものであります。

第4条債務負担行為につきましては、電算システムの賃借に要する経費を追加しようとするものであります。

第5条企業債につきましては、水道施設整備事業について限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第135号平成30年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）ほか6議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略し

たいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第135号ほか6議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 平成29年陳情第4号 「みよし運動公園広場の人工芝化について」の取下げの件

○議長(小田伸次君) 日程第8、平成29年陳情第4号「みよし運動公園広場の人工芝化について」の取下げの件を議題といたします。

本件については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、平成29年陳情第4号は取り下げを許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 陳情第1号 みよし運動公園 運動広場を整備する件

○議長(小田伸次君) 日程第9、陳情1件を議題といたします。

今期定例会において受理した請願及び陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第1号みよし運動公園 運動広場を整備する件を総務常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時38分——



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月7日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 黒 木 靖 治

会議録署名議員 藤 井 憲一郎